平成30年度第2回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成30年12月28日(金) 午前11時~午前11時32分 場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

•検討会委員

横野 昭(座長)、松尾 茂(副座長)、泉 英之、舎川智也、江西照康、島 隆之、東 篤、金井毅俊、小西直樹、大島 満、成田光雄、橋本雅雄、高田重信、有澤 守・事務局

議会事務局長、議会事務局 次長、参事(庶務課長)、庶務課副主幹、主査、主任・傍聴人(一般)

一般2人

•報道関係

議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

横野座長: ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。 まず、本検討会の傍聴について、お諮りいたします。本日、〇〇君ほか1名 から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

横野座長: それでは、〇〇君ほか1名の傍聴を許可することに決定いたしました。 本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可 いたします。

また、本日の議事録の署名委員に、江西委員、東委員を指名いたします。 これより、協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配布のとおり です。

最初に、本日の開催趣旨について申し上げます。「広報誌の取扱い」については、前回のあり方検討会で、議長からの検討指示事項について、具体の広報誌を見たうえ、協議をしていただきました。議長から検討指示があった6項目について、会議では全会派にご意見を伺いましたが、指針制定時の理念に照らせば、広報誌への掲載は適切さを欠くものであり、「今後はこうした事項の掲載は差し控える」との合意があったものと理解しております。このたび、社会民主党議員会から、座長に対し、前回の会議での議論を踏まえ、今後の広報誌の取扱いについて、案の提示がありましたことから、これについてご協議いただくため、本日、皆さんにお集まりいただいた次第であります。

それでは、まず、東委員のほうから、提案内容の説明をお願いいたします。

東委員: おはようございます。前回の会議を受けて、社会民主党議員会で話をして、 まとめたものを12月19日付で出させていただいたものでございます。

まず、1番目の「広報誌に議員の個人名が記載されたタイトルについて」ということですが、議員名の広報誌の発行というものは、運用指針では触れられていないというふうに、社民党会派では理解をしているということであります。そうではありますが、今後は会派名での発行ということとするというのが、社会民主党議員会での考え方です。

2番目の「議員個人の似顔絵の掲載について」ですが、これも運用指針では 触れられていないというふうに解釈しておりますが、今後は、会派の市議会報 告会資料・広報誌にもっぱら掲載するものに限り、認めることとするというのが、 社会民主党議員会の考え方です。

3番目、「議員個人の写真の掲載について」ですが、運用指針では選挙に関する顔写真は制限されているということなのですが、それ以外は触れられていないということであります。そういう中で、今後は、掲載できる写真としては、市議会ホームページの議員紹介の写真及び記事と関連する本会議や委員会、政務活動での視察・研修に係る写真とすることとするというのが、考え方です。

4番目、「議員個人の写真の紙面に占める割合について」ということですが、 運用指針ではこれも触れられていないのですが、今後は議員個人の写真が 紙面の概ね3分の1を占めないように留意すると。ここでは写真と書きました が、イラストなんかも含めてというふうに理解していただければよいと思いま す。この3分の1とは、1箇所で3分の1ではなくて、何箇所かに分かれていて も面積的に全体の3分の1を占めないように留意ということでございます。

5番目、「自宅の連絡先等の掲載について」ですけれども、広報広聴費の趣旨からは、住民からの市政の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費も含まれているということから、議員の自宅の連絡先としては、住所・電話番号・FAX 番号・メールアドレスが必要だというふうに考えております。この最後(に記載)の、封筒についても同様ということなんですけれども、この連絡先等は広報誌についても同様だというふうに考えております。

最後6番目、「議員個人の顔写真とともにメッセージを記載すること」に関しては、会派が認める議員個人の重点とする政策について、議員個人の顔写真と政策的主張等のメッセージ等を記載するということは、これは問題ないのではないかというふうに考えております。

これらが、社民党会派で議論した中身でございます。以上です。

横野座長: 今ほど、東委員から、今後の広報誌の取扱いについての提案説明がありま したが、本提案は、前回のあり方検討会の議論を受け、提出があったものと思 っております。

> 最初に、私、座長として、この指針を作ってきた経緯からいいますと、政務 活動費の新運用指針の策定の際には、運用指針策定部会の長として、いろん な会議に出て、多くの会派の皆さん、そしてまた、多くの議員の考えと接してき たほか、会議以外の場においても、多くの議員との個別の議論を交わしてき ました。そうした中で、全会派に共通する思い、決意、覚悟といったものを拾い 上げ、新指針を作ってきたという自負があります。その立場から発言させてい ただくなら、指針策定の際の大きな特徴を考えるとして、政務活動費の運用に ついては、それぞれの会派、それぞれの議員により考えが異なる中、1つの 会派、1人の議員の意見であっても、多少であっても疑わしい、適切でないと する意見がある場合は、それを全議員が尊重し、譲り合いながら指針に盛り 込むことで、厳しい指針を作ってきたという理念があります。そういった点にお いては、今回の、この社民党さんの指針に対する考え方について、一つ一つ いろんな意見はあるんですが、それを言っていると他の委員の意見もありま すので、私とすれば、今後はこれらの、今提案されている6項目については、 認めないことで統一を図るべきと考えていますが、各委員の意見をいただき たいと思います。順に、全委員の意見を伺いたいと思います。1人ずつ指名し ますので、ご意見・ご発言をよろしくお願いいたします。

では、まず、松尾委員から。

松尾副座長: 公明会派として、意見を述べさせていただきます。前回の、ある意味、散々 議論をしてきたことでありますので、もう1回といいますか。そもそも政務活動 費というのは、いろいろ指針に触れてある、触れていないというのは、今、お

話ありましたけれども、根本は条例にありますので。その条例の第8条にな りますけれども、政務活動費は、会派が行う活動に認めると。あえて個人と いうのは、入っていないわけで。要は、「会派が行う活動」、この条例が、まず 根本にあるんだということを、皆さん、ご理解をされていると思いますけれど も、もう1度確認をさせていただきたいと思います。ですから、指針に書いて ある、書いていないというのは、当たり前のこととして個人の支出を認めてい ないと。会派の活動(の支出)を認めているということであります。要するに、 会派の行う活動に認められているという以上、少なくとも、最低限、議員個人 の PR 活動にならないように注意をする必要があるんだと。また、最大限、努 力をする必要があるということがいえるのではないかというふうに思います。 ましてや、政務活動の目的である市民との意見交換とか、そういったことをす るうえで、個人の写真だとか個人の名前だとか、そういったものの掲載は必 要不可欠ではないということを、はっきりと申し上げたいというふうに思いま す。ということで、市民の税金を個人の PR 活動に、皆さん当然わかっていら っしゃるとは思いますけれども、1円たりとも市民の税金を使うことは、しては いけないことだというふうに、まずは訴えさせていただきます。

あと、同様に会派の支出に認められている尼崎市、他都市になるのですが、尼崎市のほうで、ちょうど今年、広報誌に関する裁判が、今、行われたという事例があるものですから、少し紹介をしたいなというふうに思います。その中で、裁判所の判断というところをちょっとお伝えしておこうと思います。富山市と同じように、会派に認めるという、そういった条例を持っている尼崎市であります。その中で、少し紹介します。「当該会派の議会における活動、または市政についての報告等を内容とする広報誌に関する支出は、目的に沿った適法な支出となるが、所属議員個人の氏名、若しくは役職等の情報、またはその写真を記載したものは、選挙活動としての側面を持つから、原則、

支出が許されないものと解することになる。」、このように言っています。あと、「政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等の目的で制度化されたものである以上、議員個人としての政治活動・選挙活動に係る費用に支出することは出来ないというのが地方自治法の姿勢である。」と。こういった裁判の事例を、ここで法的な議論をするつもりは全くないのですけれども、ただ、この広報誌も全く同じだということがいえるというふうに思います。

そういった点から、今、座長から経緯の説明もありましたけれども、多くの議員が辞職したという、市民を裏切ってしまったという、そういった一大事を起こしてしまった富山市としてですね、思い出すわけですけれども、その時やはり、そういった議員を逆に出してしまった、出させてしまったという責任は、正直、皆さん感じながら、絶対に、もう二度とそんなことはさせまいという意味で、あいまいなものは排除していこうという中で、話を進めてきたと思いますし。今回のことに関しては、正直、あいまいどころか、市民に訴えられる可能性があるという意味では、富山市議会としては断じて排除しなければならないことだと思います。ですから、この広報誌は、一切認めることは出来ませんし、これ以上の議論の余地もないということが、公明会派としての意見であります。以上です。

高田委員: 前回のときも申し上げたとおりなのですが、今、この社民党さんから出てくる文を見て、また、「え、何でこれが出てくるの」という思いであります。全くもって、反省もしておられないのではないかということで、大変遺憾に思います。今ほど、松尾委員がおっしゃられたとおりでありまして、広報に対する個人名だとか、写真を載せるということは論外でありまして、今までの経緯を考えた中で、なんで、ここまであり方検討会をしっかりやってきて、これだけ厳しいも

のを作ってきたのかという原点に立ち返ったときに、社民党の皆さんは、しっかりとその理念をもう一度飲み込んでいただきたいというか。しっかり吸収していただきたいと思っております。以上です。

成田委員: 私も、座長や副座長の言われるとおり、基本的には条例・地方自治法の本来の目的に、明記されていないことが運用指針には書いてあるのですけれども、ただ、それ以外の考え方があったとしても、やっぱり、根本的な原則に向かって、私たちはそういった考え方で臨んでいかなくてはいけないと考えています。それに反して、今、社民党さんのやっていることは、逆行していると思いますので、私も座長の言うとおり、公益性を原則としたものでなければいけないと思います。

小西委員: 広報誌というと、基本的にやっぱり、議会のこと、富山市政のことを市民に知らせて、そしてまた、市民の意見を聞くということが広報誌の役割だというふうに思います。そういう面では、議員の連絡先だとか、例えば、議員の活動だとか、そういうものを皆さんに知らせる、それは当然のことだというふうに思います。そうしないと、一方的なことになってしまって、広報誌を通じて、市民と議員なり会派が意見を交わすということが出来ないというようなことであって、広報誌の役割が非常に狭くなってしまうんじゃないかと。せっかく政務活動費を使ってやるのですから、市民とのつながりを深めるという立場でないと、私は、広報誌の役割が非常に狭くなってしまうという面では、例えば、議員個人の連絡先だとかを記載するのは、当然なことじゃないかと思いますし、また、議員の顔写真が出て、議員の名前が出てくるのも当然なことじゃないかなというふうに、私は思っています。今、松尾委員が言われた尼崎のこと、これは、他のところでは、皆、名前を出しているところが、大いに、たくさん

あると思います。それで、政務活動費の不正が起きたということは、必ずしも、 そういうことがあるわけではないと思いますので、議員の名前が出たからと いって、政務活動費の不正にはつながらないというふうに思います。

江西委員: 今のこの6項目、このことについてのお話だと思うのですけれども、やはりこの運用指針、私も今回の件で、改めて、よくよく読み直した次第でございます。私どもの会派は、もともと個人のもの、写真が入るようなものは、基本的には、会派の政務活動費を使うべきではないということを、会派の中でも徹底しておりましたので、これは、私ども、本来、基本的に自分個人の政務活動に関わるものは、それぞれ自分で出費していたものですから、こういったものを読み直すことが基本的に無かったのですが、これを改めて読み直せば、議員個人又は後援会の広報誌は出せないと。これは後援会活動に関する経費という頭がついているので、ここまで読まれなかったかもしれませんが、議員個人の広報誌というのは、基本的には出せない経費として、運用指針にし

例えば、「今後は会派名で発行することとする」というのは、会派名のみで発行されるようなかたちを、本来とるべきではないかと。他の、私どもの会派もそうしているわけですので、そうすべきではないかと思います。以降、下には、まだこの中にも個人の割合を増やそうということについて書かれているわけですけれども、以下は個人の部分で出すことが必要であれば、やはり何度も言いますが、先般の本会議でも、議員の報酬が、これ以上、上げたら駄目だというふうに立ち上がられた会派の方がそういうことを言うのは、まことにちょっと、相反するところがあるのですが。私たち、報酬をしっかり市から頂いているという思いも強くあるわけです。高額な報酬を頂いているので、その報酬の中で、私ども個人の名前を入れたければ、これは自由に作れるわけです

っかり明確に謳われているということを判断しますと、この1から6までの中、

から(報酬で)発行すべきであって、政務活動費を使用する場合であれば、や はり会派名のみで発行する広報誌のみを認めるということに、今後改めて、 皆さんで再認識されてはいかがかなというふうに思います。

泉委員: 前回に引き続き、新人議員は私一人ですから、一番市民に近いという目線で、ものを申させていただきます。最初に、社民党さんから出されたものの1番のもので、引用文が「全額を支出することができるとあるが」と、この文章、反省がないです。基本的には、ここに指針にもありますが、「政務活動費充当の趣旨の逸脱が認められる場合は、一切支出を認めないこととする」と書いてある。この文章を引用して、それでは今後は出しませんというなら、わかりますが、「全額を支出することができる」と、この文章を引用して、この会議に持ってくる。本当に反省が無いと思います。これはもう残念ですが、もっと反省していただきたい。私もいろいろ調べましたが、富山市の条例で制定してある、「個人」ではなく「会派」と書いてあるんです。この2つの単語を、これすら解釈できないのかと。地方自治法にも同じようなことが書いてあります。ですから、私は個人として、全額返還すべきだと思っています。以上です。

舎川委員: いろいろ細かいことは我が会派の委員からもおっしゃられましたので、ちょっと違う側面になろうかなと思うのですけれども、こういう指針を守っていくと、決めたことを守っていくというのは、やっぱりコンプライアンスの意識というのが非常に重要だと、そういった側面もあるかなと思っております。現状は、議員にも議会にもコンプライアンスの規定とかは無いのですけれども、今の、現状の世の中で、そういった法令遵守といったことは非常に重要な課題でありますし、当然、議員がそういったことを率先して守っていこうということは非常に重要なことであろうかなと思っております。にもかかわらず、今、社民党

さんから出された案の文章等を見ておりますと、やはり、あまりにも保身とい いますか、そういったものに走っておりまして、逆に議員だけがそういった社 会から浮世離れしていくようなことが心配されます。我々はそもそも、議員は 特別職の公務員であって、いわば市民の、全体の奉仕者であるというふうに、 私は解釈を、理解をしております。その中で、当然、執行部側の予算をチェッ クする側として、また、市民全体が享受できるような取り組みをするために、 税金を政務活動に充当するということであります。その中で議員個人の思い ですとか、写真を掲載するとか、法令遵守、コンプライアンスを無視するよう な、裏を取るような解釈というか、そういったことには支出するべきではない と思っておりますし、今の指針では、議員個人の広報誌を出せる立て付けに はなっていないというふうに思っています。先ほど、江西委員からも言われま したけれども、やはり議員個人のものをやっていくときには、自らの報酬でも ってアピールされたら、充分、それで私は良いと思いますし、それをわざわざ 市民の税金を使って、政務活動費で充当するということも、私は、あってはな らないと。先ほど、副座長からご紹介されました司法の考え方というところで も、やはり、そういうふうな、今の、現状の判断であろうと思っておりますので、 政務活動費から資金を捻出するべきではないと、私は考えております。以上 です。

島委員: 私は、広報誌というものは、その名前のとおり、そもそも広く皆さんに自分 たちがやってきたことを伝える手法だというふうに思っています。それを、政 務活動費を使って出せるというようになっているので、出される分には、それ は一向に構わないかなと思うのですが、前回の話もよく自分の頭の中で噛み 砕いて、我々が作った、この政務活動費の運用指針という手引きの中に、そ れは駄目だよというものがあるのであれば、それをしっかり守るのが、今、

我々の立場のものがすべきことかなと思います。前回聞いていて、最後のほ うにどなたが言われたか忘れましたが、議会全体で出している議会だよりを もっと充実させることによって、今回社民党さんが出されたような、ああいうも のも網羅できるのかなと思いますし、それぞれ個々に出していくと、いろいろ 違いが出てきて、それが良いのか悪いのかという話にまた戻ってしまうので、 今一番大事にしなくてはならないのは、舎川委員も言われましたが、市民の 方から疑いの目を持たれないように、決められた、ましてや、自分たちがきつ いルールだということをしっかりと認識しながら決めたルールの中にあるも のは、ちゃんと守っていくということを見せないと駄目なのかなと。全体に公 平に流さなくてはならないということも前回出ていて、その場合、新聞に折り 込むなり、何なりしなくてはいけないと、富山市内の全校区に配る、ないしは 不特定多数に平等に配るというようなこともしなくてはいけないという話を伺 うと、実際問題、これは出せるのかという話になるわけなので、この後、これ をきちっと守っていったうえで、もう何年か守っていったうえで、これはちょっ と、きつすぎるとなったところで、少し指針を変えて、もうちょっとくだけたもの も出せるようになりますかねという状態に持っていかなくてはならないのかな と思いますが、今この時点では、やっぱり出すのは厳しいなと。ここに出され た6項目も厳しいのかなというのが私の意見です。

金井委員: 私のほうからは、第3回運用指針策定作業部会、平成28年12月22日午前9時30分から午後3時まで、記憶にあると思いますが、10時からの会議では話がつかないから9時半からと、さらに昼をはさんで、3時までやったという会議の議事録では、1行たりとも政党活動、あるいは個人の活動を記録することは、按分とみなして、やめましょうと。いい加減なことじゃない、0と100としましょうということが、しっかり皆さんの中で、反対意見、賛成意見のあ

るところで、座長のほうからは、1行に対する、そういうものの感想も書けないのか、それでは広報誌というのはこれから出来ないのではないかとまで言われても、按分は、この広報誌が政務活動費の不正の温床となった事実でやめましょうということで、意見がまとまったと。それを今さら蒸し返すのは、反対です。以上です。

大島委員: 富山市議会だよりが、つい最近までは誰が発言したかもわからない、顔写真が載っていないという状態から、一歩新たに、わかりやすくなったのですが、会派名で広報誌を発行するということは当然ありきだと思いますけれども、その会派に属される方が、一般質問でどのような発言をされ、どのような答弁があったかというのは、やはり、名前を出して、この広報にある写真程度は、顔写真として出されるべきではないかなというふうに、私は思っております。富山市議会だよりの質問も、前回座長がおっしゃられたように、もう少し充実をということもあるのですが、今は質問1つだけしか出ませんので、ある程度会派で、そういう周知を図る意味では、広報誌に載せるべきだと思っていますが、逆にそれをやると、私のような1人会派が会派イコール個人になりますので、それもやはり、今の現状では無理かなと思いますが、写真、名前全て駄目だというのは、本来は少し行き過ぎではないかなというふうに思っております。以上です。

橋本委員: 当時のいろんな話し合いの中から、あいまいなもの、そして、解釈のとりようがないというか、いろんな解釈がとれるようなことをなくそうということで、指針を作ってきたと。ただ、根本的なところで、こういった違った解釈が出てくるというのが、大変残念なことだなと、私は思っております。他市がどうであれ、私たち富山市の市議会として、一番厳しい指針を作っていこうといったところ

で、後退した意見が出るのは大変残念に思います。私個人としてもですけれ ども、私たち会派としても、こういった意見には全く賛同出来ないというか、全 く反対でございます。この社民党さんの出された提案に。

有澤委員: 結論から申し上げて、正副座長が冒頭述べられたことに尽きるのではないかなというふうに思います。認めるわけにはいかないということでございます。これまで苦労されて、この運用指針を作ってきた経緯というものが、当然あるわけでございまして、今、社民党さんが出されたものは、非常にファジーな部分が多いのです。やっぱりルールというのは、公平でなくてはならない。誰が見ても明らかにするのが、やっぱりルールだと思います。その中で、政務活動費の運用というのは、あくまでも議会が認めたものについて支出されるものだと、私はそう思っています。社民党さんが出されたものの最後、6番目のところ、「会派が認める議員個人の重点とする・・・・」、これ会派が認めたものとなると、てんでバラバラになっていってしまいます。そうじゃなくて、あくまで議会が認めたものについてのみ支出されるのが、今回作られた政務活動費の運用指針であると、私はそういうふうに理解をしておりますので、今回社民党さんから出されたこの案については、認めるわけにはいかないということでございます。

横野座長: 今、東委員から提案の説明を頂いて、それぞれ各委員のご意見を頂きました。今回、検討会の議論を踏まえたうえで、議員の個人名でのタイトル表示を行わないなどの提案もあるようですが、逆に、残り5項目については、表示を認めるとする意見であります。東委員の意見は。これに対し、今ほど、各委員からのご発言を頂きましたが、それぞれの意見との間には、大きな隔たりがあるようです。議論は、これを続けていても平行線でありますので、ここで、

座長として、皆さんのお考えを確認させていただきたいというふうに思います。 先ほど申し上げたとおり、座長としては、「今後は、この6項目の掲載を認め ないこととしたい」と考えていますが、これに賛成の委員の挙手をお願いいた します。

(賛成委員 挙手)

横野座長: (賛成)11対(反対)2でありますので、その報告を含め、あり方検討会としては、今の出された数字を基に、全て意見の一致が見られないわけでありますが、これ以上の議論を進めていくことは出来ませんので、ここで打ち切って、本日の検討会の結果を持って、議長に報告したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

横野座長: それでは、そういうかたちで進めたいと思います。

最後に、次回のあり方検討会では、第三者機関の設置について協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

横野座長: それでは、そのように決定いたします。

なお、委員において、その他の事項で、あり方検討会での協議を求めると する場合には、協議する事項や協議を要する理由等を記載した書面を座長 に提出願います。前回、議会の場で、2人の議員から、「座長が(検討会を)開 かない」という批判がありました。ただし、委員と会派の中で、どういう話し合いをしておられるのか、委員の皆さんではない方から、そういう批判を2つ受けたことに対して、私は、座長としては、非常に残念に思います。正式に申し入れをしていただいて、「これとこれをもう1回協議してほしい。」というのであれば、そういうかたちをとっていただきたいというのが、私の見解であります。一度、そういったことも含めて、これで、本日の協議を終了いたしたいと思います。本日、これをもって、政務活動費のあり方検討会を閉会といたします。